

国立大学法人筑波大学と潮来市との震災復興に向けた連携及び協力に関する協定書

国立大学法人筑波大学と潮来市（以下「両者」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、潮来市の震災復興に向けた諸課題について、両者が連携及び協力して取り組むことを目的とする。

（連携及び協力事項）

第2条 両者は、次に掲げる事項について、連携及び協力を行う。

- (1) 災害に強いまちづくりに関すること。
- (2) 産業の振興による復興支援に関すること。
- (3) 震災復興に係る施策への助言に関すること。
- (4) その他前条に規定する目的を達成するために必要な事項に関すること。

2 連携及び協力の形式、成果の利用条件等については、両者間で協議するものとする。

（守秘義務）

第3条 両者は、本協定に基づく活動において相手方より知り得た情報については、適切に管理するとともに、相手方の承認を得ずに第三者に開示してはならない。

（協定の有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、有効期間の満了の1月前までに、両者のいずれからも協定の終了、見直し等の申出がない場合は、有効期間をさらに1年更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義を生じた事項等については、その都度、両者が協議のうえ、別に定めるものとする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、各々1通を保有する。

平成23年11月21日

茨城県つくば市天王台1丁目1番地1  
国立大学法人筑波大学

学長

山田信博

茨城県潮来市辻626  
潮来市

市長

杉田予春